

地独小病第173号

令和3年1月22日

各養成施設ご担当者様

地方独立行政法人新小山市民病院

新小山市民病院看護師等修学資金貸与について（ご案内）

日頃から当病院の運営につきまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当病院では看護師等の確保事業といたしまして、当病院において看護等の業務に従事しようとする看護師等の養成施設在学学生に対しまして、修学資金の貸与を行っております。

令和3年度におきましても、別添のとおりご案内いたしますので、在学生の皆様へご周知願えれば幸いに存じます。

◎ご案内は新小山市民病院ホームページにも掲載しております。

<http://hospital-sinoyama.jp/>

問合先

地方独立行政法人新小山市民病院
事務部人事課人事係

TEL 0285-36-0285

FAX 0285-36-0300

新小山市民病院看護師等修学資金貸与のご案内

1 目的

看護師等の養成施設に在学（新入学を含む。）する方で、卒業後に新小山市民病院において看護業務に従事しようとする方に対し、予算の範囲内において修学資金を貸与することにより、その修学を容易にするとともに新小山市民病院の看護師等の確保を図るものです。

2 貸与の対象者

修学資金の貸与を受けることができる方は、看護師等の養成施設に在学（新入学を含む。）する方で、当該養成施設を卒業した後、新小山市民病院に勤務することを誓約できる方です。

3 貸与者数

原則として20人以内

4 貸与額

修学資金の貸与額は、月額60,000円とします。

5 貸与期間

修学資金の貸与期間は、貸与を決定した月から養成施設の正規の修学期間を修了する月までとします。

6 選考予定日 令和3年3月18日（木）

7 選考の方法 書類審査及び面接

8 申請の受付

(1) 受付期間 令和3年2月1日（月）から

令和3年2月26日（金）まで

（土・日・祝日を除く。郵送不可。）

(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 受付場所 新小山市民病院事務部人事課人事係

住 所 小山市神鳥谷2251番地1

電 話 0285-36-0285

FAX 0285-36-0300

9 必要書類

(1) 修学資金貸与申請書（様式第1号）

(2) 身体検査証（様式第2号）

(3) 在学証明書又は入学許可書

(4) 戸籍抄本

(5) 誓約書（様式第3号）

※ 提出書類に不備等がありますと、受付できない場合がありますのでご注意ください。

10 その他

修学資金の貸与決定は、そのことにより当病院への採用を保証するものではありません。

◎ 詳しくは「申請の際の注意事項」をご覧ください。

《地方独立行政法人新小山市民病院看護師等修学資金》

申請の際の注意事項

新小山市民病院では、当病院の医療の充実を図ることを目的として、看護師等を養成する施設に在学し、卒業後、新小山市民病院において看護業務に従事しようとする方に対して、修学資金を貸与します。

この修学資金は、「地方独立行政法人新小山市民病院看護師等修学資金貸与規程」に基づき、貸与するものです。

審査の結果、貸与できない場合もありますのでご注意ください。

貸与を希望される方は、この「申請の際の注意事項」を熟読のうえ、卒業後の進路や返還の負担を考慮したうえで、申請するかどうかを決めてください。

1 用語の定義

(1) 看護師等とは

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第3条及び第5条に規定する助産師及び看護師をいいます。

(2) 養成施設とは

保健師助産師看護師法第20条及び第21条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校並びに厚生労働大臣が指定した助産師養成所及び看護師養成所等をいいます。

(3) 看護業務とは

看護師等の行う業務をいいます。

(4) 修学資金とは

この規程による貸与資金をいいます。

(5) 修学生

養成施設に在学する者で修学資金の貸与を受けている者をいいます。

2 連帯保証人について

修学資金の貸与に当たり、連帯保証人が2人必要となります。連帯保証人になっていただく方に必ず承諾をとってください。

連帯保証人は、独立して生計を営む満20歳以上の方で、3親等以内の親族としていただきます。

「修学資金貸与申請書」には、連帯保証人の実印での押印、印鑑登録証明書を添付していただきます。

3 修学資金の貸与について

申請書類等を審査の上、貸与の可否を決定し、その結果については、申請した方に通知します。

修学資金は、貸与を決定した月から当該月分を、原則毎月修学資金の貸与を受ける方(以下「修学生」という。)名義の預金口座に振り込みます。

4 学業成績証明書の提出について

修学生は、毎年4月30日までに前学年度末の学業成績証明書を理事長に提出していただきます。

5 借用証書等の提出について

修学生は、修学資金の最後の貸与を受けた日から14日以内に、貸与を受けた修学資金の全額について、連帯保証人が連署した修学資金借用証書(様式第8号)及び修学資金返還明細書(様式第9号)を新小山市民病院へ提出していただきます。

6 修学資金の返還・猶予・免除について

(1) 修学資金の返還

修学生は、養成施設を卒業したとき、「返還猶予」、「返還免除」に該当する場合を除いて全額返還していただきます。返還期間は、養成施設を卒業した日の属する月の翌月から起算して貸与期間に相当する期間とします。

(2) 返還の猶予(様式第6号)

修学資金の貸与を受けた方が、次の①又は②のいずれかに該当する場合は、返還を猶予します。

① 看護師等として新小山市民病院に勤務しているとき。

② 進学、被災その他の特別の理由があると理事長が認めたとき。

(進学とは、看護師免許取得後助産師免許取得のため進学する場合をいいます。)

(3) 返還の免除(様式第7号)

修学資金の貸与を受けた方が、次の①から③までのいずれかに該当するとき、当該各号に掲げる金額の修学資金の返還を免除します。

① 新小山市民病院において看護業務に従事した期間が別表に定める期間に達したときは全額

② 新小山市民病院において看護業務に従事している期間中に業務上の災害により死亡し、又は疾病にかかり業務を継続することができなくなったときは全額

③ 新小山市民病院に勤務した期間が、別表に定める期間に満たないで退職したときは、修学資金の全額を別表に定める

期間の1.5倍の数で除して得た額に勤務期間を乗じて得た額に相当する金額

- ④ その他特別の理由があると理事長が認めたときは理事長が認める額

7 各種届出の義務について

修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに届け出をしてください。

- (1) 自己又は連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に異動があったとき。
- (2) 連帯保証人を変更しようとするとき。
- (3) 休学、復学、転学、又は退学したとき。
- (4) 停学又は退学の処分を受けたとき。

8 貸与の取消し又は停止

修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与の決定を取り消し、又は貸与を停止する場合があります。

- (1) 修学生を辞退する旨の申し出があったとき。
- (2) 心身の故障のため養成施設を卒業する見込みがないと認められるとき。
- (3) 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 養成施設を退学したとき、又は停学させられたとき。
- (5) 偽りその他不正な方法により修学資金の貸与を受けたことが明らかとなったとき。
- (6) その他修学資金を貸与することが適当でないと認められるとき。

9 修学資金の一括返還について

前項に該当したときは、貸与を受けた修学資金の全額を指定した期日までに一括して返還していただく場合がありますのでご注意ください。

また、月割・一括返還を問わず、正当な理由なく修学資金の返還を遅延したときは、その金額に年14.6パーセントの割合で計算した延滞金もあわせて納付いただくことになります。

10 その他必要な事項等については、「地方独立行政法人新小山市市民病院看護師等修学資金貸与規程」によりますので、必ずご熟読ください。

※ 口座振込の場合は修学金受領書(様式第5号)の必要はありません。

修学資金貸与申請書

年 月 日

地方独立行政法人新小山市民病院

理事長 様

申請人 本籍
住所
電話（自宅）
（携帯）
ふりがな
氏名
年 月 日生

連帯保証人 住所
氏名 印

申請人との続柄
連帯保証人 住所
氏名 印
申請人との続柄

地方独立行政法人新小山市民病院看護師等修学資金貸与規程第 7 条の規定により
看護師、助産師修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、修学資金の貸与を受け、もし不都合を生じ貴院が損害を受けた場合は、上
記申請人の連帯保証人として、必ず 60,000 円×貸与を受けようとする期間の
範囲内で責任を負い連帯してその債務を負担します。

貸与を受けようとする金額	月額 60,000 円
貸与を受けようとする期間	年 月から 年 月まで か月
在学している学校・養成所名	
所在地	
入学年月日	
卒業予定年月日	
添付書類	1 身体検査証 2 在学証明書（又は入学許可証） 3 戸籍抄本 4 誓約書
備考	印鑑証明書を添付すること。

様式第 2 号（第 7 条関係）

身体検査証			
	本人の写真 (上半身脱帽)	住所 氏名 年 月 日生	
体格	身長	cm	体重 kg 胸囲 cm
栄養状況	優良	良	不良
視力	右 ()	左 ()	
色神		耳疾	
眼疾		鼻・咽喉	
聴力		言語障害	
X線像の所見及び説明			
上記のとおり検査の結果を報告します。 年 月 日 医師 印			

備考：本人の写真には診断医師の割印をしてください。

様式第3号（第7条関係）

誓約書

私は、修学資金の貸与を受けるについては、地方独立行政法人新小山市民病院看護師等修学資金貸与規程の定める事項を遵守し、免許取得後は地方独立行政法人新小山市民病院において業務に従事することを誓います。

年 月 日

住所

氏名

印

年 月 日生

地方独立行政法人新小山市民病院

理事長 様

地方独立行政法人新小山市民病院看護師等修学資金貸与規程

平成25年4月1日

規程第63号

(目的)

第1条 この規程は、看護師等の養成施設に在学する者で、将来地方独立行政法人新小山市民病院（以下「新市民病院」という。）において看護業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与することにより、その修学を容易にし、看護師等の養成及び確保を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 看護師等 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条及び第3条に規定する看護師及び助産師をいう。
- (2) 養成施設 看護師等を養成する学校又は養成所をいう。
- (3) 看護業務 看護師等の行う業務をいう。
- (4) 修学資金 この規程による貸与資金をいう。
- (5) 修学生 養成施設に在学する者で修学資金の貸与を受けている者をいう。

(修学資金の貸与の対象者)

第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、養成施設に在学する者で養成施設を卒業した後、新市民病院に勤務することを誓約した者とする。

(修学生の選考)

第4条 修学生の選考は、地方独立行政法人新小山市民病院理事長（以下「理事長」という。）が行う。

(修学資金の額)

第5条 修学資金の額は、次の各号に掲げる修学生の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 看護師の養成施設に在学する者
月額 60,000円以内
- (2) 助産師の養成施設に在学する者
月額 60,000円以内

(貸与期間)

第6条 修学資金の貸与期間は、貸与を決定した月から養成施設の正規の修学期間を修了する月までとする。

(貸与の申請)

第7条 修学資金の貸与を受けようとする者は、理事長が定める期日までに、修学資金貸与申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 身体検査証（様式第2号）
- (2) 在学証明書又は入学許可証
- (3) 戸籍抄本
- (4) 誓約書（様式第3号）

(選考結果の通知)

第8条 理事長は、修学資金貸与申請書を提出した者について適否を審査し、修学生を決定する。

2 理事長は、前項の規定により修学生を決定したときは、修学資金貸与決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(連帯保証人)

第9条 修学資金の貸与を受けようとする者は、2人の連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む満20歳以上の者とし、うち1人を3親等以内の親族としなければならない。3親等以内の親族がいないときは、理事長が認めたものとする。

(修学資金の交付)

第10条 修学資金は、毎月当該月分を本人に交付する。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、2箇月分を一括交付することができる。

2 修学資金の交付方法は、修学生の実情を勘案して理事長が定める。

(受領書の提出)

第11条 修学資金の交付を受けた修学生は、その都度修学資金受領書（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。ただし、口座振替等、交付したことが明らかとなるものがある場合は、この限りでない。

(学業成績証明書の提出)

第12条 修学生は、毎年4月30日までに前学年度末の学業成績証明書を理事長に提出しなければならない。

(貸与の休止)

第13条 理事長は、修学生が休学したときは、休学した日の属する月分から復学した日の属する月の前月分までの修学資金の貸与を休止する。

(貸与の廃止)

第14条 理事長は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月分から修学資金の貸与を廃止する。

- (1) 修学生を辞退する旨の申し出があったとき。
- (2) 心身の故障のため養成施設を卒業する見込みがないと認められるとき。
- (3) 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 養成施設を退学したとき、又は停学させられたとき。
- (5) 偽りその他不正な方法により修学資金の貸付を受けたことが明らかとなったとき。
- (6) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがないと認められるとき。

(返還の義務)

第15条 修学資金の貸与を受けた者は、貸与を受けた修学資金の全額を返還しなければならない。

(返還の猶予)

第16条 理事長は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事情が継続している間、修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 看護師等として新市民病院に勤務しているとき。
- (2) 進学、被災その他理事長が特別の事情があると認めたとき。

2 前項に規定する修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書(様式第6号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の規定により修学資金の返還を猶予された者は、当該猶予された事情が止んだときは、ただちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(返還の免除)

第17条 第15条の規定にかかわらず、理事長は、修学資金の貸与を受けた者が

次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該各号に掲げる金額の修学資金返還を免除することができる。

- (1) 養成施設を卒業した日又は前条第1項第2号に規定する事情が終了した日の翌月から新市民病院に勤務した期間が別表に定めるものに達したとき 全額
- (2) 新市民病院において看護師業務従事中に業務上の災害により死亡し、又は疾病にかかり業務を継続することができなくなったとき 全額
- (3) 新市民病院に勤務した期間が、別表に定める期間に満たないで退職したとき 修学資金の全額を別表に定める期間の1.5倍の数で除して得た額に勤務期間を乗じて得た額に相当する金額
- (4) その他理事長が特別の理由があると認めたとき 理事長が認める額

2 前項に規定する修学資金返還の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（様式第7号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

（返還の期間）

第18条 修学資金の貸与を受けた者は、養成施設を卒業した日の属する月の翌月から起算して、貸与期間に相当する期間内に返還しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該事由が発生した日の属する月の翌月から起算して当該各号に掲げる期間内に修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第14条の規定に該当したとき 当該貸与期間
- (2) 第16条第1項第2号に規定する事由に基づき修学資金の返還を猶予されたとき 貸与期間に相当する期間に当該猶予期間を合算した期間
- (3) 第17条第1項第3号及び第4号の規定に該当したとき 当該免除額を、貸与を受けた修学資金の月額で除して得た月数（1月に満たない月数は、切り捨てる。）を当該修学資金が貸与期間に相当する期間から控除した期間

（返還の方法）

第19条 修学資金は、月割で返還しなければならない。この場合、月割額は、返還すべき修学資金を返還月数で除して得た額とする。

2 前項の返還金は、繰上げ返還することができる。

3 修学資金の返還金の徴収は、納入通知書により徴収する。ただし、理事長がとくに他の方法によることが適当と認めるときは、その方法によることができる。

（一時返還）

第20条 理事長は、第14条の規定により修学資金の貸与を廃止したとき、又はとくに必要と認めるときは、貸与した修学資金の全額を一時に返還させることができる。

(借用証書等の提出)

第21条 修学生は、修学資金の最後の貸与を受けた日から14日以内に貸与を受けた修学資金の全額について、連帯保証人が連署した修学資金借用証書(様式第8号)及び修学資金返還明細書(様式第9号)を理事長に提出しなければならない。

(明細書の変更)

第22条 修学資金の貸与を受けた者は、修学資金返還明細書に記載した事項を変更しようとするときは、理事長の承認を受けなければならない。

(届出義務)

第23条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、ただちに理事長に届け出なければならない。

- (1) 自己又は連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に異動があったとき。
- (2) 連帯保証人を変更しようとするとき。
- (3) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (4) 停学又は退学の処分を受けたとき。

2 前項第1号及び第2号の規定は、修学資金の貸与を受け、当該修学資金の返還を終了しない者に準用する。

(期間の計算)

第24条 修学資金の返還猶予期間又は修学資金返還の免除額算定の基礎となる勤務期間の計算は、当該事情が発生した日の属する月から当該事情が止んだ日の属する月までの月数によるものとする。

(修学資金の管理)

第25条 理事長は、修学資金の管理を明確にするため修学生原簿(様式第10号)及び修学資金返還台帳(様式第11号)を備えるものとする。

(利子及び延滞金)

第26条 修学資金には、利子を付さない。ただし、正当な理由なく返還を遅延したときは、その金額に年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する

ことができる。

(様式)

第 27 条 この規程に規程する修学資金貸与申請書等の様式は、別に定める。

(委任)

第 28 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 17 条関係）

返還免除期間表

修学資金貸与期間	新市民病院勤務した期間
1 月から 24 月まで	3 か年
25 月から 36 月まで	4 か年
37 月から 48 月まで	5 か年